

日本政府の情報機能（第10回）
～その課題と機能強化への処方箋を考える～

市ヶ谷台論壇 会員
齊藤 敏夫

今回（第10回）は、本論考の最終回として、第4章 情報機能の強化が図られ得るための方策のうち、③改革案の検討・策定のための方策、④改革実施のための要諦、及び⑤新たな情報コミュニティと監察体制を述べるとともに、本論考に係る参考文献等を記載する。

第4章 情報機能の強化が図られ得るための方策

第3節 改革案の検討・策定のための方策

第2節では、米国政府の情報コミュニティの例を参考に、日本政府の情報機能の改革の方向性について、そのポイントを論じた。その内容はもとより必要十分なものとは言えず、本来は、政府の情報コミュニティにおいて課題の共有を図り、改革案の検討及び策定は政府として行われるべきものである。第3節では、政府内で改革案の検討・策定を進めるための方策について考察する。

（1） 米国の国家安全保障会議と情報コミュニティとの関係

米国の国家安全保障会議（NSC）は、最高位の執行部局として、全ての外国情報、カウンターインテリジェンス及び秘密工作（covert action）の運営並びに付帯の政策及び事業計画につき、これらの審査、これらのための指導及びこれらに対する指揮に関し、大統領を支援することとされている。併せて、米国の場合には、NSCは、秘密工作やその他の機微な情報作戦（Sensitive Intelligence Operations）について、政策勧告（作戦提案の否定を含む）を検討し大統領に提示する任務も担っている¹。

もとより、NSCは、国家安全保障に関する大統領に対する最高位の政策判断及び意思決定支援機能を担っていることから、情報の提供を受けるカスタマーとしても最高位に位置付けられている。このような事情から、米国政府の情報コミュニティは、NSCと密接に連携して活動しており、情報コミュニティの情報活動や政策、事業計画等に関し、NSCの役割は大きいとされている。

（2） 日本政府の国家安全保障会議の役割

さて、日本政府の場合は、国家安全保障会議（NSC）及びその常設事務局である内閣官房国家安全保障局（NSS）は、政府内の各情報機関（が所属する行政機関の長）から情報提供を受けているが、NSC（NSS）が日本政府の情報機能の強化そのものを議題としたことがあるとは伝えられていない²。しかしながら、日本のNSC（NSS）は国家安全保障に関する政策判断・意思決定の最高位の審議機関である以上、情報のカスタマーとして、また、

「国家安全保障に関する重要事項を審議する機関」(国家安全保障会議設置法第1条)として、NSCが主導して、政府の情報機能のあり方について課題を共有し改革案を審議することが必要である³、と考えられる。その際に、NSCの下に、NSC議員(同法第5条第3項の規定に基づく、臨時に参加する国務大臣を含む。)の中から議長(内閣総理大臣)が任命する者(国務大臣)を長とし、NSS及び各情報機関からのスタッフを迎えて「情報機能強化検討委員会」を設ける⁴。また、当該委員会の副委員長及び主幹には、政府外の有識者及び情報業務経験者のうち、NSC議長が指名する適任者(特定秘密に係るクリアランス付与者)を充てる、との案が考えられる。そして、当該委員会の中で個々の情報機関の利害を離れ情報コミュニティ全体の視点から、情報機能の強化に向けて課題を調査し検討の上、改革のための成案を得ることが望ましい。その成案は、国民への説明責任を果たす観点から公開できる内容で取りまとめるものと、特定秘密レベルの内容を含む非公開のもの二種類を作成する必要があるだろう。

情報機能強化検討委員会の中で策定される改革案は、NSCの中で審議される。審議事項は「その他国家安全保障に関する重要事項」(国家安全保障会議設置法第2条第1項第13号)に該当すると認められるとすると、その審議に係る議員は、同法第5条第1項第1号の規定に基づき、九大臣である⁵。ただし、審議の内容には特定秘密が含まれ得ることから、会合参加者には特定秘密に係るクリアランスが付与されている必要がある他、実際の議事運営に当たってはしかなるべき工夫が必要であろう。

(3) 改革案の策定

情報機能強化検討委員会の中で策定される改革案は、公開されるものと特定秘密の内容を含む非公開のもの二種類が必要であるが、例えば、外国に収集拠点を置く人的情報収集・分析機関を新たに法律に基づき設立する等の場合を除けば、改革案の内容は、その大部分が、NSCでの審議を経てNSC決定及び閣議決定又は関係閣僚による申合せにより、政府内の手続きで実施又は試行することが可能であろう。

国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第2条第2項は、「国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない」と規定しており、いわゆる官庁間協力⁶は、当該規定を根拠に行っている。

情報コミュニティにおける情報機関同士の各種事項に関する協力促進も、当該規定を根拠とする官庁間協力の一環と捉えることができよう。本論考は、信号情報や地理空間情報等のシングルソース情報に関し担当機関の統一を提言しているが、このことも官庁間協力の枠組みで捉えることができる⁷。例えば、防衛省の電波情報収集部署(情報本部電波部及び通信所)は、電波情報の収集整理に関すること等の事務をつかさどるが⁸、当該事務は、情報本部の所掌事務、すなわち、防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事務⁹に必要な情報の収集整理一般に関する事務(同法第28条第1項)の範囲内で、電波情報の収集整理に関する事務等を行うということが、一般的な法令解釈である。したがって、法理上は、防衛・警備、自衛隊の行動、及び自衛隊の編制に直接関係のない電波

情報¹⁰の収集整理は、防衛省情報本部の所掌外であり行う必要はない。しかしながら、電波情報の収集、処理・解析、分析・作成等の事務を行うためには、相当額の経費、分野ごとの専門職員の採用・養成、保全措置が取られている施設・器材、及びカウンターインテリジェンス活動が必要である。このような事情を勘案すると、防衛・警備等に直接関係のない信号情報（電波情報を含む）であったとしても、国家安全保障上必要な信号情報の収集整理の事務を、組織上は防衛省に属する信号（電波）情報機関であっても、そこが一括して行うことは、合理的な判断であり、かつ、事務の効率性を確保することにつながることは自明であろう。同様に、地理空間情報についても、一括して行う統一機関の設置が合理的・効率的である。このように、情報機関の事務は、官庁間協力の規定、すなわち、「国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮する」との規定を準用すべき事務であると考えらるべきであろう。

情報コミュニティにおける統制・調整機能についても、改革案で取り扱うべき事項であるが、基本的には、NSCの審議・決定を経て政府内の手続きで決定できる事項であると考えられる。その際に重要なポイントは、日本政府の情報コミュニティを統制・調整する職責は、内閣総理大臣（NSC議長）により情報担当として任命される国務大臣（NSC議員）¹¹が担うということである、と考える。情報機関が属する各府省の長を統制・調整するためには、その任に充てられる者は国務大臣である必要がある。いずれにせよ、政府内の情報機関同士の協力事務の実施要領や情報コミュニティにおける統制・調整事務その他必要な事項については、明文化してNSC決定及び閣議決定又は関係閣僚による申合せとする必要がある。

第4節 改革実施のための要諦

一般論として、企画立案に当たっては、背景情報を把握・分析の上課題を整理・共有し、目標を設定の上、課題を克服して目標を実現するための具体的な施策を論ずるまでは行うとしても、目標を確実に実現するための具体的な方策、実施途中段階での評価・見直しをする場合の判断基準などについては、必ずしも当初の企画立案段階では検討されていない場合がある。すなわち、企画立案（Plan）まではしっかり行われるが、実施（Do）、評価（Check）及び見直し（企画立案への反映）（Action）については、当初段階では配慮がされておらず、いわば、PDCAサイクルが稼働しない場合である。関係者が異動していく中で、どうすれば、当初の企画が実現されていくのか、又は、当初の目標を見失わずに状況に応じた適切な施策の見直しがなされていくのか、それらについては当初の企画立案段階から検討することが望まれる。本節では、情報機能の強化に向けての改革内容が合意されたとしても、その後の実施中のリスクにも配慮しないと実現しないおそれがあるとの認識に立って、改革実施のための要諦について論ずる。

（1） 実施体制の構築

改革施策の実施に当たっては、改革案の策定を担った情報機能強化検討委員会を衣替えし、同委員会と同じく、NSCの下に、NSC議員のうち議長（内閣総理大臣）が任命する情報担当議員（国務大臣）を長とする「情報機能改革実施委員会」を設置する。委員会の事務局

は、NSS及び各情報機関からのスタッフで構成される。改革実施委員会は、各省庁（各情報機関）による改革施策の実施状況を確認し、必要な助言を行うとともに、進捗状況、課題、見直しの必要性等をNSCへ報告する、との方策が考えられよう。

改革施策の内容如何によっては、その実施に困難を伴う場合が想定される。情報機能改革実施委員会は、各情報機関の課題を把握して着実に改革の実現に向け進展する様に、情報担当国務大臣のリーダーシップの下、精力的に各情報機関及びその所属省庁へ働きかける必要がある。人員や予算規模の小さい情報機関（部署）では、例えば、総合分析体制を整えるために、施設、情報通信システムの整備等、人員及び予算の確保が困難な場合があるが、所属省庁の中での資源配分を増やすよう促すことが必要であろう。いずれにせよ、改革のための施策を進めることが自分たちの情報分析能力を向上させ情報コミュニティ全体の情報機能の強化につながることを、具体の改善成果を極力早期に示すことができるよう配慮することが肝要である。

（２） 監察体制の必要性

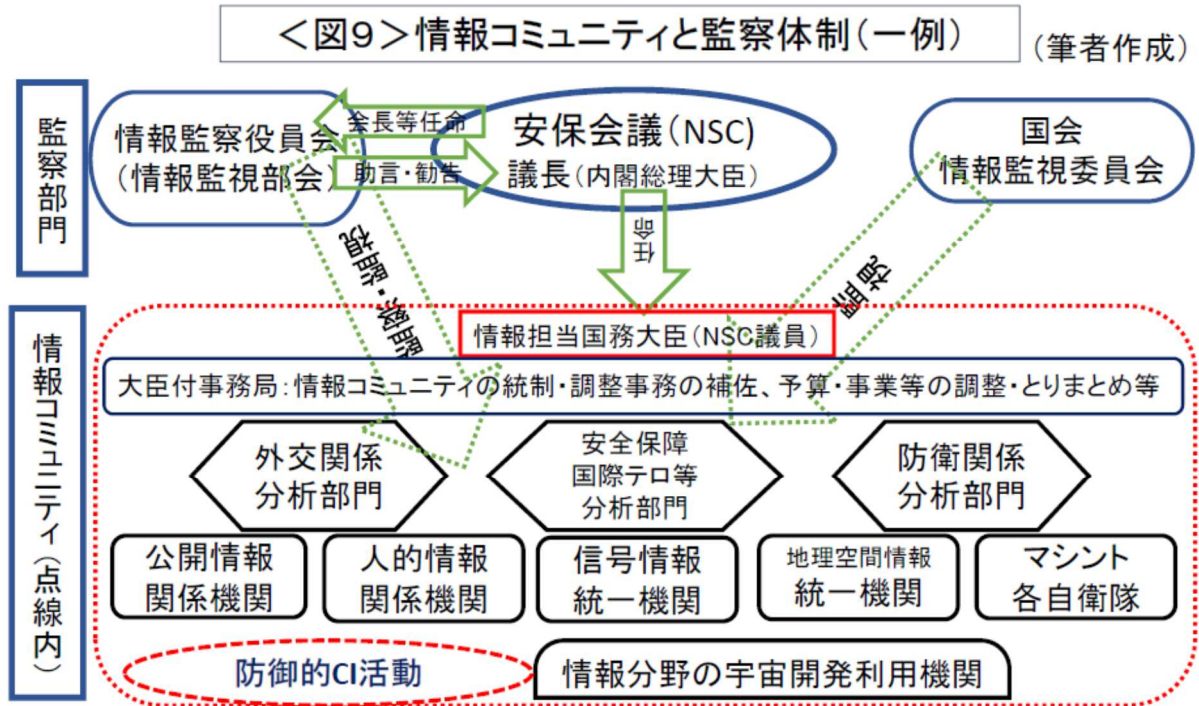
情報コミュニティ（IC）は、情報業務の改善を図るとともにコンプライアンス（法令遵守等）を保つためには、まずはIC内でそのための活動を行うことが必要である。しかしながら、情報業務は保全を必要とする業務であり公開を前提とする政策評価制度を十分活用することはできない以上、業務改善を促すためには、ICの外に保全措置が取られた監察部門を置いてICに対する監察を行い、改善すべき事項をNSC議長（内閣総理大臣）に助言・勧告する仕組みが必要であろう。併せて、コンプライアンス保持のためには、IC各機関の情報活動が法令等を遵守して適正に行われているか、ICの外から監視する仕組みも必要である。法令等違反を行い、それを隠ぺいしていることが発覚すると、IC全体の情報機能が損なわれることにつながる。それを防止し情報業務を円滑に行うためにも、コンプライアンスの保持は必要不可欠な事項である。このような、監察・監視の体制は、情報機能の強化に向けた改革施策を進めている段階から、整備しておくことが必要であろう。

第5節 新たな情報コミュニティと監察体制

（１） 新たな情報コミュニティ

<図9>は、日本政府の情報機能を改革した後の新たな情報コミュニティ（IC）とICを監察する体制のイメージ（一例）である。<図8>では、情報の流れに焦点を当てて、新たなICのイメージを提示したが、<図9>は、新たなICの統治のあり方をイメージしている。NSC議長（内閣総理大臣）により任命される情報担当の国務大臣（NSC議員）は、ICを統制・調整する任務を負う。具体的な任務は、米国国家情報長官（DNI）¹²の任務とされている事項を参考に日本政府の諸制度を踏まえ具体化する必要がある。また、当該国務大臣は、NSC議員としてNSCでの審議に参画する¹³。各情報機関が所属する行政機関の長との協議・調整の必要からも、ICの長は国務大臣である必要がある。担当大臣付事務局は各情報機関出身のスタッフで構成され、国務大臣が行うICの統制・調整の補佐を行うと

ともに、情報関連事業計画や予算の調整・取りまとめ作業等を行う。



(2) 情報監察役員会

情報コミュニティ（IC）の外に、情報業務の改善に関する助言・勧告を担任する情報監察役員会と情報機関のコンプライアンスを監視する情報監視部会を設置する必要がある。会長、副会長及び主幹は、政府外の有識者及び情報業務経験者から適任者を内閣総理大臣（NSC議長）が任命する、との案が考えられる。情報監視部会の役員は、会長が情報監察役員会の構成員から所定数を指名する。情報監察役員会は、情報機能の課題、改善事項等をNSC議長（内閣総理大臣）及びNSC議員（情報担当国務大臣を含む）へ助言・勧告する。また、情報監視部会は、ICにおけるコンプライアンス意識の向上を促し不祥事の予防に努めるとともに、法令違反行為等コンプライアンス違反を把握した場合には、事案の調査及び再発防止策の策定をNSC及び該当機関に勧告し、事案の教訓をICに周知させる。

(3) 国会の情報監視委員会

現在、衆参両議院には、情報監視審査会が設けられている。情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するための常設の機関であり、その任務は、特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査を行うことである。さらに、他の委員会等が行った特定秘密の提出・提示要求に行政機関の長が応じなかった場合に、その判断の適否等を審査することである¹⁴。したがって、現行の情報監視審査会は、特定秘密保護制度に関する監視審査を担っており、政府の情報機能そのものに関する監視機能を担うものではない。

一方、特定秘密保護法の施行に併せ、国会法等の一部を改正する法律（平成26年法律第86号）が施行され、上記情報監視審査会の設置等が制定されたが、この法律の附則第3項に、

「この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と規定された。ここでいう「我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関」とは、外国に収集拠点を持つ人的情報収集機関を念頭に置いたものだと考えられる。上記国会法等一部改正法では、当該行政機関に焦点を当て、その監視について必要な措置を国会が講ずることを想定しているが、本来であれば、政府の情報機能全般を国会が監視する場（情報監視委員会）を設置する必要があるだろう。保全措置の徹底を図ることを前提に、国会の情報監視委員会が政府の情報活動を把握するとともに、必要に応じ、特定秘密を含む保全すべき情報にアクセスすることにより、政府の情報コミュニティ全体の活動を適切に監視する体制を構築することは、国会として必要な措置であろうと考えられる。

おわりに

本論考は、日本政府の情報機能の現状を分析・評価して、その課題が何であるかを明らかにするとともに、課題が共有されていたとしても改革が進まない構造的要因を考察し、機能強化に向けた改革の処方箋を提示しようとして試みたものである。本論考は、筆者が理解する情報機能の概論と公開情報に基づき、論を展開するよう心掛けたところではあるが、頭書（第1回）に記載した問題提起に対する回答を十分提示できたとは言いがたいと思われる。ただし、本論考で提示した論旨や提言について、それらへの賛否は別としても、さらに議論を深めることができ得るよう、極力、二次資料等は避け、一次資料の出典を記載するよう努めたところである。

本論考では、各所にわたり、カウンターインテリジェンス（C I）活動について言及し、その必要性を強調している。国等を主体とする情報活動は、平時・有事を問わず、自国の安全と国益を確保するための活動であるが、利害関係を異にする場合は主体同士の競争・争いにつながり、利害関係が合う場合には協力・相互利益につながる。艦艇、航空機、各種衛星等による情報収集活動やサイバースペースにおける情報収集活動等により、相対国による情報収集能力が進化している中、それら活動状況の把握や対処（C I活動）に配慮していないと、情報活動という競争・争いに負けることとなるだけでなく、我が方の同盟国・友好国との情報共有を含む協力活動にも支障を生ずることとなる。本論考で論じたC I活動は、情報機能の強化を図るためには不可欠であることを、改めて強調しておきたい。

情報活動は全般的に保全措置が必須の分野であり、そのため関係者が限られていることから、政府の情報機能の全体概要を理解し、その課題を把握の上、共通の目標に向けてどのような改革を策定し実施に移していくのか等については、その取り組み方に工夫を要する。課題について正しい認識を持ち、国家安全保障会議主導の下、保全措置と国民への説明責任に配慮して、関係者が精力的に取り組むことが必要である。

情報機能の強化は、多発する国際テロリズムや厳しさを増す安全保障環境に対応するため、政府が取り組むべき重要課題である。とりわけ、伝統的脅威（軍事的脅威）から日本の領土・領域及び国益を守るための安全保障政策及び意思決定を支える情報機能の強化は喫緊の課題であり、英知を結集させて情報コミュニティ全体の視点から必要な改革を進めることが求められる。本論考が情報機能の強化に向けた実効性ある取り組みへの一助になれば幸いである。

（了）

¹ 大統領令 EO12333（PART1.Sec.1.2）。

² 「国家安全保障会議 開催状況」（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyoukaigi/kaisai.html>）によると、情勢については議題となっているが、政府の情報機能に関する課題や施策そのものが議題となった記録はない。

³ 「内閣情報会議」（平成 10 年 10 月 27 日閣議決定）は、我が国又は国民の安全に関する国内外の情報のうち、内閣の重要政策に関するものについて、関係行政機関が相互に緊密な連絡を行うことにより総合的な把握をするため、内閣に設置された会議であるが、政府の情報機能に関する課題や施策を審議する機関としては、必ずしも位置づけられていないものと考えられる。

⁴ 臨時に参加する国務大臣ではなくて（法改正により）新たに情報担当の国務大臣を NSC の正規議員に加え、その者を「情報機能強化検討委員会」の長とするとの考え方もあろう。

⁵ いわゆる九大臣会合。議長である内閣総理大臣の他、議員として、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときにあらかじめ代理として指定された国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長の九大臣で構成される。

⁶ 自省庁の所掌事務を遂行するに当たり、そのための能力が十分でない等の場合に、他の省庁の協力を得て当該所掌事務を遂行すること。例えば、気象庁は、冬期、オホーツク海での流氷観測を行うが、自前の航空観測能力が不足することから、防衛省（海上自衛隊）や海上保安庁に航空機による観測の協力を求めている。

⁷ 本文のように官庁間協力の枠組みで捉えずに、法律（法律に基づく命令を含む）に基づき特定省庁の所掌事務とする、との考え方もあろう。

⁸ 情報本部組織規則第 10 条各号。

⁹ 第 1 号：防衛及び警備に関すること、第 2 号：自衛隊の行動に関すること、第 3 号：陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置に関すること。

¹⁰ 例えば、専ら外交や経済等に係る電波情報がそれに当たると考えられる。

¹¹ 官房長官（現在、内閣情報会議議長）又は新たに情報担当として任命される国務大臣が想定される。

¹² 米国国家情報長官（DNI）は大統領により任命される閣僚クラスの職である。

¹³ 国家安全保障会議設置法第 5 条第 3 項の規定により、議長（内閣総理大臣）は、必要があると認めるときは、NSC 議員として規定する国務大臣以外の国務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる、とされている。

¹⁴ 国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 102 条の 13。

主要参考文献

(書籍：日本語・英語)

㈱政官要覧社編 『政官要覧平成 28 年秋号』(㈱政官要覧社、2017 年他。

黒井文太郎 『日本の情報機関』講談社、2007 年。

小林良樹 『インテリジェンスの基礎理論[第二版]』立花書房、2014 年。

Richelson Jeffrey T., “The U.S. Intelligence Community (Seventh Edition),” Westview Press, 2015.

(論文・レポート、公文書：日本語)

安全保障と防衛力の整備に関する懇談会『「安全保障と防衛力の整備に関する懇談会」報告書』内閣官房、平成 16 年 10 月。

『宇宙開発利用推進委員会設置要綱』防衛省、平成 20 年 8 月 29 日。

(<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/board/uchukaihatsu/pdf/youkou.pdf>).

『宇宙開発利用に関する基本方針について(改訂版)』防衛省宇宙開発利用推進委員会、平成 26 年 8 月 28 日。

(http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/board/uchukaihatsu/pdf/kihonhoushin_201408.pdf)

『宇宙基本計画』(平成 28 年 4 月 1 日閣議決定)。

(<http://www8.cao.go.jp/space/plan/plan3/plan3.pdf>)

『カウンターインテリジェンス推進会議の設置について』(平成 18 年 12 月 25 日内閣総理大臣決定、最新改正平成 27 年 10 月 9 日)。

(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/counterintelligence/pdf/basis_members.pdf)

『北朝鮮による核実験に伴う当面の対応措置について』(平成 28 年 1 月 6 日放射能対策連絡会議申合せ)。

(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/housyanou/index.html>)

『政策評価に関する基本方針』(平成 17 年 12 月 16 日閣議決定)。

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000499512.pdf)

「我が国の情報機能について」『国家安全保障会議の創設に関する有識者会議(第 3 回会合)』内閣官房、平成 25 年 3 月 29 日。

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ka_yusiki/dai3/siryou.pdf)

カウンターインテリジェンス推進会議『カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(概要)』(平成 19 年 8 月 9 日カウンターインテリジェンス推進会議決定)。

(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/counterintelligence/pdf/basic_decision_summary.pdf)

安全保障と防衛力の整備に関する懇談会『「安全保障と防衛力の整備に関する懇談会」報告書』内閣官房、平成 16 年 10 月。

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ampobouei/dai13/13siryou.pdf>)

外務省『外務省政策評価書(国際情報統括官組織関係)』

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html>)

外務省『平成 30 年度外務省政策評価書』平成 30 年 10 月。

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000394378.pdf>)

警察庁『平成 29 年度実績評価書』平成 30 年 8 月。

(https://www.npa.go.jp/policies/evaluation/04jigo-hyouka/jisseki_hyouka/29_honbun.pdf)

公安調査庁『平成 29 年度公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価結果』平成 30 年 8 月。(<http://www.moj.go.jp/content/001266324.pdf>)

「国家安全保障会議（NSC）における情報の流れ（イメージ）」（第 6 回国家安全保障会議の創設に関する有識者会議参考資料）内閣官房、平成 25 年 5 月 28 日。

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ka_yusiki/dai6/sankou.pdf)

小谷 賢「対外情報収集機能強化に関する提言」『NIDS NEWS 2015 年 8・9 月号』防衛研究所、2015 年。

(<http://www.nids.mod.go.jp/publication/briefing/pdf/2015/201508-09.pdf>)

『国防の基本方針』（昭和 32 年 5 月 20 日国防会議及び閣議決定）。

『国家安全保障戦略』（平成 25 年 12 月 17 日国家安全保障会議及び閣議決定）。

国家の情報機能強化に関する検討チーム『国家の情報機能強化に関する提言』自由民主党政務調査会、平成 18 年 6 月。

(<https://www.tokyo-jimin.jp/kobo/goikenban/goikenban40.html>)。

衆議院情報監視審査会『平成 27 年年次報告』衆議院、平成 28 年 3 月 30 日。

情報機能強化検討会議『官邸における情報機能の強化の方針』内閣官房、平成 20 年 2 月。

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/zyouhou/080214kettei.pdf>)

『情報収集衛星の導入について』（平成 10 年 12 月 22 日閣議決定）。

『情報収集衛星推進委員会の設置について』（平成 11 年 4 月 1 日内閣総理大臣決裁）。

人事院『国家公務員採用総合職試験の区分試験別・府省等別採用状況（過去 3 年間）』

(http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/sougou/saiyo_sougou02_link/saiyoujoukyou-sougou28_30.pdf)

人事院試験 (http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/top_siken.htm)

『政策評価に関する基本方針』（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定、平成 29 年 7 月 28 日一部変更）。(http://www.soumu.go.jp/main_content/000499512.pdf)

総務省『複数府省にまたがる政策の評価』

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/touitusei.html)

対外情報機能強化に関する懇談会『対外情報機能の強化に向けて』外務省、平成 17 年 9 月。(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/pdfs/rls_0913a.pdf)

内閣衛星情報センター『今後の情報収集衛星の整備に係る検討状況』（平成 27 年 6 月）。

(<http://www8.cao.go.jp/space/committee/27-minsei/minsei-dai5/siryou2.pdf>)

内閣官房「情報収集衛星の研究・開発（担当部局：内閣情報調査室）」『内閣官房平成 30 年度行政事業レビュー』（http://www.cao.go.jp/yosan/pdf/h30/29001500_naikakukanbou.pdf）

内閣官房『内閣所管一般会計予算歳出予算各目明細書』（<http://www.cas.go.jp/jp/yosan/>）

内閣官房特定秘密保護法施行準備室編『特定秘密の保護に関する法律（逐条解説）』内閣官房、平成 26 年 12 月 9 日。(http://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/pdf/bessi_kaisetsu.pdf)

内閣官房内閣衛星情報センター『情報収集衛星に係る経費の平成 27 年度補正予算案及び平成 28 年度政府予算案』平成 27 年 12 月 24 日。

(http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/h27h28_yosanan.pdf)

内閣官房内閣情報調査室『採用案内 2018』

(http://www.cas.go.jp/jp/saiyou/pdf/panf_2018.pdf)

内閣官房内閣情報調査室『我が国の情報機能』平成 21 年 2 月 24 日。

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ampobouei2/dai4/siryou1.pdf>)

内閣官房「我が国の情報機能について」『国家安全保障会議の創設に関する有識者会議（第 3 回会合）』平成 25 年 3 月 29 日。

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ka_yusiki/dai3/siryou.pdf)

内閣官房内閣人事局『行政機構図（2017. 8 現在）』

(http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/satei_01_05.html)

『犯罪対策閣僚会議（第 23 回）資料 2』平成 27 年 12 月 8 日。

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/dai23/siryou2.pdf>)

PHP「日本のインテリジェンス体制の変革」研究会『日本のインテリジェンス体制 変革へのロードマップ』株式会社 PHP 総合研究所、2006 年 6 月。

PHP「国家安全保障会議検証」プロジェクト『国家安全保障会議—評価と提言—』株椎会社 PHP 研究所、2015 年 11 月 26 日。

放射能対策連絡会議『北朝鮮による核実験に伴う当面の対応措置について』平成 28 年 1 月 6 日。(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/housyanou/160116soti.pdf>)

防衛省『我が国の防衛と予算—平成 27 年度予算の概要—』、2015 年 4 月。

防衛省『我が国の防衛と予算—平成 28 年度予算の概要—』、2016 年 3 月。

防衛省『平成 30 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表』

(http://www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/seisaku/results/30/pdf/30bunseki_06.pdf)

防衛省『防衛白書平成 11 年度版』、1999 年。

防衛省『防衛白書平成 13 年度版』、2001 年。

防衛省『平成 28 年版防衛白書』、2016 年。

防衛省『宇宙開発利用に関する基本方針』（平成 21 年 1 月策定、平成 26 年 8 月改訂）。

(http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/board/uchukaihatsu/pdf/kihonhoushin_201408.pdf)

防衛省情報本部『2019 職員採用パンフレット』。

(<http://www.mod.go.jp/dih/bosyu.pdf>)

（論文・レポート、米国等公文書：英語）

“Executive Order 12333 - United States Intelligence Activities (As amended by Executive Orders 13284 (2003), 13355 (2004) and 13470 (2008)),” December 4, 1981.

(<https://fas.org/irp/offdocs/eo/eo-12333-2008.pdf>)

“Intelligence Reform and Terrorism Prevention Act (IRTPA) of 2004.”

(<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-108publ458/pdf/PLAW-108publ458.pdf>)

Flood, Philip “The Report of the Inquiry into Australian Intelligence Agencies (The Flood Report),” Australian Government, 20 July 2004

(<https://fas.org/irp/world/australia/flood.pdf>)

Office of the Director of National Intelligence, “Frequently Asked Questions.”

(<https://www.dni.gov/index.php/about/faq?tmpl=component&format=pdf>)（※未掲載）

Stockholm University, “Swedish researchers reveal security hole,” December 18, 2015

(<http://www.su.se/english/research/research-news/swedish-researchers-reveal-security-hole-1.262179>)
‘US Policy on Foreign Access to Remote Sensing Space Capabilities,’ "Presidential Decision Directive/NSC-23," March 9, 1994. (<https://fas.org/irp/offdocs/pdd/pdd-23.pdf>)
U.S. Department of Defense, “DOD Dictionary of Military and Associated Terms (As of September 2018),” (<http://www.jcs.mil/Portals/36/Documents/Doctrine/pubs/dictionary.pdf?ver=2018-09-28-100314-687>)

(Website for the Intelligence Community)

Australian Gov. (<http://www.australia.gov.au/information-and-services/security-and-defence/national-security/security-intelligence>)

U.K. Gov. (<https://www.gov.uk/government/organisations/national-security>)

U.S. Gov. (<https://www.dni.gov/index.php>)

(国会議事録：日本語) 出典は全て国立国会図書館データベース(<http://kokkai.ndl.go.jp/>)

衆議院予算委員会（昭和 60 年 2 月 6 日）加藤紘一国务大臣（防衛庁長官）答弁。

参議院本会議（平成 10 年 9 月 25 日）月原茂皓君質疑。

衆議院安全保障委員会（平成 17 年 4 月 15 日）大野巧統国务大臣（防衛庁長官）答弁。

衆議院安全保障委員会（平成 20 年 4 月 11 日）松本政府参考人答弁。

衆議院国家安全保障に関する特別委員会（平成 25 年 11 月 5 日）今村洋史委員質疑に対する菅義偉国务大臣答弁。

(新聞等記事：日本語)

『共同通信』1999年2月13日。

『朝日新聞』1999年4月1日。

『朝日新聞』2000年9月30日。

『朝日新聞』2004年9月23日。

略語一覧

AGO	Australian Geospatial-Intelligence Organisation	豪州地理空間情報局
ASD	Australian Signals Directorate	豪州信号情報部
ASIO	Australian Security Intelligence Organisation	豪州保安情報局
ASIS	Australian Secret Intelligence Service	豪州秘密情報局
CI	Counterintelligence	カウンターインテリジェンス
CIA	Central Intelligence Agency	米国中央情報局
COMINT	Communication Intelligence	通信情報
DCI	Director of Central Intelligence	米国中央情報長官
DIA	Defense Intelligence Agency	米国国防情報局
DIH	Defense Intelligence Headquarters	防衛省情報本部
DIO	Defence Intelligence Organisation	豪州国防情報局
DNI	Director of National Intelligence	米国国家情報長官
DOD	Department of Defense	米国国防省
ELINT	Electronic Intelligence	電子情報
FBI	Federal Bureau of Investigation	米国連邦捜査局
FISINT	Foreign Instrumentation Signals Intelligence	フィシント
Geo Info	Geospatial Information	地理空間情報
GEOINT	Geospatial Intelligence	地理空間情報
HUMINT	Human-Source Intelligence	人的情報
IC	Intelligence Community	情報コミュニティ
IMINT	Imagery Intelligence	画像情報
INR	Bureau of Intelligence and Research	米国国務省情報調査局
IOB	Intelligence Oversight Board	米国情報監視役員会
IPTRA	Intelligence Reform and Terrorism Prevention Act	情報改革・テロリズム防止法
MASINT	Measurement and Signature Intelligence	マシント
NGA	National Geospatial-Intelligence Agency	米国国家地理空間情報局
NIP	National Intelligence Program	米国国家情報プログラム
NRO	National Reconnaissance Office	米国国家偵察局
NSA	National Security Agency	米国国家保安局
NSC	National Security Council	国家安全保障会議
NSS	National Security Secretariat	国家安全保障局
ODNI	Office of the Director of National Intelligence	米国国家情報長官部局
OSINT	Open-Source Intelligence	公開情報
PIAB	President's Intelligence Advisory Board	米国大統領情報諮問役員会
SAR	Synthetic Aperture Radar	合成開口レーダ
SIGINT	Signals Intelligence	信号情報
USCG	U.S. Coast Guard	米国沿岸警備隊